年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（神奈川県担当部会）
令和5年6月29日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの　3件

厚生年金保険関係　3件

厚生局受付番号　：　関東信越（神奈川）（受）第 2300013 号
厚生局事案番号　：　関東信越（神奈川）（厚）第 2300014 号

第１　結論

請求者のＡ社における令和２年＊月＊日から同年＊月＊日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和２年＊月から同年＊月までの標準報酬月額については、12 万 6,000 円から 38 万円とする。

令和２年＊月から同年＊月までの訂正後の標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 60 年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　令和２年＊月＊日から同年＊月＊日まで

私が育児休業期間中であった請求期間の標準報酬月額について、Ａ社は、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）に誤った支払基礎日数を記載して提出していたとして、当初の算定基礎届を訂正する届を提出したが、厚生年金保険の記録では、当該訂正後の標準報酬月額が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

調査の上、請求期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る当初の標準報酬月額は、令和２年の定時決定により、12 万 6,000 円と記録されていたが、事業主から提出された請求者に係る「勤怠月報」（写）及び「社員_賃金台帳」（写）並びに事業主の陳述から、当該定時決定の対象となる月の報酬の支払基礎日数は、いずれも 17 日未満であることが確認でき、このような場合は、日本年金機構において従前の標準報酬月額を引き続き適用する旨の取扱いとされている。

また、オンライン記録により、請求者の従前の標準報酬月額（令和元年の定時決定による標準報酬月額 38 万円）は、請求者の請求期間に係る標準報酬月額（保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額 12 万 6,000 円）を超えていることが確認できる。

一方、オンライン記録により、請求期間を含む令和２年＊月＊日から令和３年＊月＊日までの請求者の育児休業期間について、厚生年金保険法第 81 条の２の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の期間として記録されていることが確認できる。

また、厚生年金保険法第 81 条の２の規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が厚生労働大臣に申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められており、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、当該期間の前年（令和元年）の定時決定による標準報酬月額である 38 万円を保険給付の計算の基礎となるものとして記録することが必要である。

厚生局受付番号　:　関東信越（神奈川）（受）第 2300127 号
厚生局事案番号　:　関東信越（神奈川）（厚）第 2300012 号

第１　結論

1　請求者のA社における標準賞与額を、平成 28 年 12 月 10 日は 23 万 6,000 円、平成 30 年 12 月 10 日は 24 万円、令和元年 12 月 10 日は 26 万円、令和２年 12 月９日は 25 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 28 年 12 月 10 日、平成 30 年 12 月 10 日、令和元年 12 月 10 日及び令和２年 12 月９日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 12 月 10 日、平成 30 年 12 月 10 日、令和元年 12 月 10 日及び令和２年 12 月９日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2　請求者のA社における標準賞与額を、平成 28 年 12 月 10 日は 24 万 2,000 円、平成 30 年 12 月 10 日は 24 万 6,000 円、令和元年 12 月 10 日は 26 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、平成 28 年 12 月 10 日、平成 30 年 12 月 10 日及び令和元年 12 月 10 日の訂正後の標準賞与額（上記１の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3　請求者のA社における令和元年７月 25 日の標準賞与額を 16 万 3,000 円から 18 万 6,000 円に訂正することが必要である。

令和元年７月 25 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年７月 25 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　:　女
基礎年金番号　:
生 年 月 日　:　昭和 44 年生
住　　　所　:

2　請求内容の要旨

請 求 期 間　:　①　平成 28 年 12 月

② 平成30年12月
③ 令和元年7月25日
④ 令和元年12月
⑤ 令和2年12月

請求期間①、②、④及び⑤について、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。

また、請求期間③について、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、実際に支払われた額（18万6,000円）よりも低い標準賞与額（16万3,000円）となっている。

調査の上、請求期間①から⑤までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①、②、④及び⑤について、請求者から提出された明細書（写）（以下「賞与明細書」という。）及び事業主から提出された当該期間に係る給料台帳（写）により、請求者は当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①、②、④及び⑤の賞与支払年月日については、事業主の回答及び陳述、同僚の陳述並びに事業主から提出された「給与規定」（写）から、請求期間①は平成28年12月10日、請求期間②は平成30年12月10日、請求期間④は令和元年12月10日、請求期間⑤は令和2年12月9日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、④及び⑤の標準賞与額については、賞与明細書及び当該期間に係る給料台帳（写）において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①は23万6,000円、請求期間②は24万円、請求期間④は26万円、請求期間⑤は25万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年12月10日、平成30年12月10日、令和元年12月10日及び令和2年12月9日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①、②及び④について、賞与明細書、上記1の給料台帳（写）及び「給与規定」（写）、事業主の回答及び陳述並びに同僚の陳述により、請求者は、請求期間①に24万2,000円、請

求期間②に24万6,000円、請求期間④に26万9,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払をＡ社から受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を、請求期間①は24万2,000円、請求期間②は24万6,000円、請求期間④は26万9,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①、②及び④の訂正後の標準賞与額（上記１の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3　請求期間③について、事業主から提出された当該期間に係る給料台帳（写）により、請求者の当該期間に係る賞与支払額に見合う標準賞与額（18万6,000円）及び当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（19万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準賞与額（16万3,000円）をいずれも超えていることが認められる。

したがって、上記厚生年金特例法に基づく認定方法により、請求期間③の標準賞与額については、当該期間に係る給料台帳（写）において確認できる賞与額から、18万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年７月25日の賞与について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、日本年金機構から提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届（賞与支払年月日：令和元年７月25日、標準賞与額：16万3,000円）に記載された賞与支払年月日及び標準賞与額がオンライン記録と一致することから、当該期間に係る賞与について、事業主からオンライン記録どおりの賞与支払年月日及び標準賞与額として厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の令和元年７月25日の賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　:　関東信越（神奈川）（受）第 2300143 号
厚生局事案番号　:　関東信越（神奈川）（厚）第 2300013 号

第１　結論

1　請求者のＡ社における標準賞与額を、平成 28 年 12 月 10 日は 23 万 6,000 円、平成 30 年 12 月 10 日は 24 万円、令和元年 12 月 10 日は 26 万円、令和２年 12 月９日は 24 万円に訂正することが必要である。

平成 28 年 12 月 10 日、平成 30 年 12 月 10 日、令和元年 12 月 10 日及び令和２年 12 月９日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 12 月 10 日、平成 30 年 12 月 10 日、令和元年 12 月 10 日及び令和２年 12 月９日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2　請求者のＡ社における標準賞与額を、平成 28 年 12 月 10 日は 24 万円、平成 30 年 12 月 10 日は 24 万 4,000 円、令和元年 12 月 10 日は 26 万 6,000 円、令和２年 12 月９日は 24 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、平成 28 年 12 月 10 日、平成 30 年 12 月 10 日、令和元年 12 月 10 日及び令和２年 12 月９日の訂正後の標準賞与額（上記１の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3　請求者のＡ社における令和元年７月 25 日の標準賞与額を 16 万円から 18 万円に訂正することが必要である。

令和元年７月 25 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年７月 25 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

4　請求者のＡ社における令和元年７月 25 日の標準賞与額を 18 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、令和元年７月 25 日の訂正後の標準賞与額（上記３の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

1　請求者の氏名等
氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 61 年生
住　　　所　：

2　請求内容の要旨
請 求 期 間　：　①　平成 28 年 12 月
　　　　　　　　②　平成 30 年 12 月
　　　　　　　　③　令和元年 7 月 25 日
　　　　　　　　④　令和元年 12 月
　　　　　　　　⑤　令和 2 年 12 月

請求期間①、②、④及び⑤について、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。

また、請求期間③について、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、実際に支払われた額（18 万 3,000 円）よりも低い標準賞与額（16 万円）となっている。

調査の上、請求期間①から⑤までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3　判断の理由

1　請求期間①、②、④及び⑤について、請求者から提出された明細書（写）（以下「賞与明細書」という。）及び事業主から提出された当該期間に係る給料台帳（写）により、請求者は当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①、②、④及び⑤の賞与支払年月日については、事業主の回答及び陳述、同僚の陳述並びに事業主から提出された「給与規定」（写）から、請求期間①は平成 28 年 12 月 10 日、請求期間②は平成 30 年 12 月 10 日、請求期間④は令和元年 12 月 10 日、請求期間⑤は令和 2 年 12 月 9 日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、④及び⑤の標準賞与額については、賞与明細書及び当該期間に係る給料台帳（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 23 万 6,000 円、請求期間②は 24 万円、請求期間④は 26 万円、請求期間⑤は 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成28年12月10日、平成30年12月10日、令和元年12月10日及び令和２年12月９日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2　請求期間①、②、④及び⑤について、賞与明細書、上記１の給料台帳（写）及び「給与規定」（写）、事業主の回答及び陳述並びに同僚の陳述により、請求者は、請求期間①に24万円、請求期間②に24万4,000円、請求期間④に26万6,000円、請求期間⑤に24万9,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払をＡ社から受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を、請求期間①は24万円、請求期間②は24万4,000円、請求期間④は26万6,000円、請求期間⑤は24万9,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①、②、④及び⑤の訂正後の標準賞与額（上記１の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3　請求期間③について、事業主から提出された当該期間に係る給料台帳（写）により、請求者の当該期間に係る賞与支払額に見合う標準賞与額（18万3,000円）及び当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（18万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準賞与額（16万円）をいずれも超えていることが認められる。

したがって、上記厚生年金特例法に基づく認定方法により、請求期間③の標準賞与額については、当該期間に係る給料台帳（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年７月25日の賞与について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、日本年金機構から提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届（賞与支払年月日：令和元年７月25日、標準賞与額：16万円）に記載された賞与支払年月日及び標準賞与額がオンライン記録と一致することから、当該期間に係る賞与について、事業主からオンライン記録どおりの賞与支払年月日及び標準賞与額として厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の令和元年７月25日の賞与に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4　請求期間③について、上記３の給料台帳（写）及び事業主の陳述により、請求者は、当該期間に18万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払をＡ社から受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を18万3,000円に訂正することが必要であ

る。

なお、請求期間③の訂正後の標準賞与額（上記３の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。